**６　インターネット広告と周旋**

**(1)　弁護士等の業務広告に関する規程と業務広告に関する指針**

　2000(平成12)年に弁護士の業務広告に関する規程が全面改正され、弁護士の業務広告が原則的に自由化された。上記規程の運用指針としては、「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」が制定されたが、何度かの改正を経て、2012(平成24) 年3月15日に全部改正が行われ、2014（平成26）年12月18日の再度の改正を経て、現在の「業務広告に関する指針」（以下「指針」という。）に至っている。

**(2)　弁護士業務広告を巡る状況の変化**

　法曹親和会は、指針改正前の2013(平成25)年度から2014(平成26)年度にかけて、弁護士のインターネット業務広告と弁護士情報提供サイトの利用に関する会内アンケートの実施、指針を改正すべきであるとの意見の取り纏め、インターネット広告等に関するパネルディスカッションの実施をし、弁護士のインターネット広告を巡る基準の改善に取り組んできた。

　一方、指針の改正後も、インターネットを巡る技術革新と広告形態は急速な進歩を続けており、インターネット広告の有効性が増大する中で、弁護士人口の増大と競争の激化を背景に、ホームページ・弁護士紹介サイト等の広告に業務の獲得を依存する弁護士が少なからず存在するようになった。更には、法律事務所の評判サイトの出現や、若手弁護士・ベテラン弁護士が広告業者と称する非弁業者に勧誘されて、広範にインターネット広告を利用する「新型非弁」と呼ばれる新たな現象も見られている。また、指針が難解で、基準として分かりにくいという意見もあって、その改訂の必要性が指摘されていた。

**(3)　日弁連における指針の改正作業**

　2015（平成27）年1月7日、インターネットを利用した弁護士及び弁護士法人の情報提供に関し、弁護士法第27条及び第72条との関係等の法的問題を調査及び研究し、その課題と日弁連が採るべき方針を検討するする目的で、日弁連内に、「インターネットを利用した弁護士等の広告の在り方検討ワーキンググループ」が設置され、同年3月11日以降、インターネットによる弁護士広告と非弁提携の関係の整理と指針に示す基準の明確化を目標に議論が重ねられた。

　次いで、2016（平成27）年6月から、上記ワーキンググループのいわば後継組織として、「インターネットを利用した弁護士等の情報提供に関する諸課題検討ワーキンググループ」が設けられ、引き続き、調査及び研究が行われ、「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」案及び「業務広告に関する指針」改正案が策定され、2018（平成30）年1月の日弁連理事会で上記２案が承認された。上記の２つの指針の概略は、以下の通りとなっている。

ア　「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」案は、弁護士情報提供ウェブサイ

ト（以下「ウェブサイト」という。）への掲載が国民にも弁護士にも重要となっている一方、ウェブサイトによる情報提供が非弁業者の隠れ蓑となりやすい為、弁護士職務基本規程（以下「基本規程」という。）第11条等の違反となる場合を明示して防止し且つ弁護士会が適切な指導及び監督を行使しうるようにすることを目的としている。

イ　そして、弁護士法第27条とより広汎な基本規程第11条（非弁護士との提携）との関係では、「周旋」と「報酬目的」を分け、(ｱ)情報提供事業者の判断で弁護士情報が選別・加工されたとき、(ｲ)情報提供事業者が、法律相談、事件の受任等の法律事務の提供の勧奨、面接日時の調整等をし、又は、閲覧者から相談を受けて、掲載弁護士を選定するようなとき、(ｳ)直接、電子メールを送信する場合等を除き、ウェブサイトを介して閲覧者・掲載弁護士間の意思疎通を中継して、その内容を加工するとき、(エ)その他、実質的に、ウェブサイトが閲覧者又は掲載弁護士に弁護士又は法律事務取扱いを紹介するもので、インターネットによる弁護士情報提供はその一部に過ぎないと判断されるときには、周旋をし又は周旋をすると疑うに足りる相当な理由が認められる。

ウ　一方、(ｱ)情報提供事業者が、閲覧者から金銭その他の利益を受領するとき、(ｲ)ウェブサ

イトが上記イ(ｱ)～(エ)のいずれかに該当するときに、情報提供事業者が、掲載弁護士から金銭その他の利益を受領するとき、(ｳ)情報提供事業者が、紹介された事件数又は弁護士報酬額に応じて、掲載弁護士から受領する利益が算定されるときは、報酬目的がある又はあると疑うに足りる相当な理由が認められる。

エ　ただし、(ｱ)ウェブサイトへの掲載等の期間・スペース・容量等に従い客観的・定額的に

決まる対価か、(ｲ)(ｱ)の対価でも、情報提供事業者による宣伝広告の内容・閲覧者又は掲載弁護士との間の契約内容等からウェブサイトが閲覧者又は掲載弁護士に弁護士又は法律事務取扱いを紹介する程度の強さ及びそれと対価的利益との関連性があるか、(ｳ)ウェブサイトの情報提供のみに係る対価の水準との比較等の事情を総合的に判断して、情報提供事業者が受領する利益が周旋の対価でない特段の事情がある場合は、報酬目的がある又はあると疑うに足りる相当な理由は否定される。

オ　また、基本規程第11条の補完的規定である同第12条（報酬分配の制限）及び第13条第1　項（依頼者紹介の対価禁止）に抵触する場合もあるから、ウェブサイトにおける弁護士の紹介行為に関し、情報提供事業者と掲載弁護士との間の契約内容等から又は契約内容等にかかわらず、(ｱ)掲載弁護士が弁護士の報酬を情報提供事業者との間で分配している事情があるときは、基本規程第12条に、(ｲ)掲載弁護士が情報提供事業者に対し依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ったと認められる事情があるときは、基本規程第13条第1項に、それぞれ違反するおそれがあることの注意を促している。

カ　他方、「業務広告に関する指針」改正案は、上記「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載

に関する指針」案の制定に伴って、指針の中の弁護士情報提供ホームページに関する事項（第２の３）を削除する内容となっている。

**(4)　法曹親和会の今後の取り組み**

　我々は、弁護士人口が増大する中で、ウェブサイトによる弁護士の広告・紹介に対する需要の高まりを正当に評価するとともに、弁護士の評判サイト・ランキングサイトに加え、ステルスマーケティングの手法を使用したサイトの出現に対し、弁護士業務広告としての許容範囲を策定し、また、いわゆる「新型非弁」と呼ばれるウェブサイトを広範に利用した非弁提携行為に対する取締りの必要性を認識しなければならない。

　法曹親和会としては、許容されるべき業務広告は何かという観点と市民の弁護士に対する信頼を阻害する広告や非弁提携行為を如何に取り締まるべきかという観点から、新たな指針案を十分に検討するとともに、会内において、ウェブサイトによる情報提供の有用性の検討と基本規程中の関連条項の周知を図らねばならない。